

箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金  
状況変更等届

学生補助金

年 月 日

(宛先)箕面市教育委員会教育長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話( )

学校名 学年 年

ふりがな

連帯保証人氏名

電 話( )

下記のとおり、届け出ます。

記

1. 事由

- ①住所・氏名変更( 本人 ・ 連帯保証人 )     ②市内に転入又は市外に転出  
( 本人 ・ 連帯保証人 )
- ③休学・復学・留年     ④退学・転校
- ⑤保育士養成課程を履修しなくなる     ⑥保育士資格を取得できない
- ⑦保育士として採用された     ⑧保育士として採用されなかった  
( 施設名 )
- ⑨保育士として5年間勤務した     ⑩保育士として5年間勤務しなかった
- ⑪箕面市内で保育士として勤務中     ⑫その他( )  
卒業年月( 年 月 )    ※備考欄へ具体的にご記入ください。  
勤務開始日( 年 月 日 )  
施設名( )

①～⑤、⑦の事由において、該当する日付を記入してください。

年 月 日

①、②の事由に該当する場合、記入してください。

【対象者】

【変更前】

【変更後】

【備考】

## 【注意事項】

### ◆③休学・復学・留年

- \* 休学したが、復学の意思のあるかたは、補助金の受給は、一時停止となります。「休学期間、復学日等がわかる大学等の証明書」を添付してください。
- \* 休学し、復学の意思のないかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。
- \* 復学した場合は、休学期間を含めて、補助金の受給を再開します。ただし、補助金を支払う期間は、在学する大学等における正規の修業年限に相当する期間(最大4年間)で、補助決定時から卒業までの期間です。
- \* 留年のかたは引き続き補助金を受給できますが、補助金を支払う期間は、在学する大学等における正規の修業年限に相当する期間(最大4年間)で、補助決定時から卒業までの期間です。

### ◆④退学・転校

- \* 退学のかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。
- \* 退学後、転校されたかたは、再度補助金申請をし、交付決定を受けてください。ただし、補助金の受給期間は、前回の補助金の受給期間を含めて計算します。その合計期間は、正規の修業年限に相当する期間で、最大4年間で、補助決定時から卒業までの期間です。

### ◆⑤または⑥の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。

### ◆⑦の事由に該当されるかたが、補助期間満了日の属する年度の翌々年度の4月1日までに箕面市内保育所等に保育士として採用された場合は、同年5月1日までに「保育士の資格証明書」と「箕面市内保育所等の保育士として採用されていることを証する書類」を添えて、「箕面市補助事業実績報告書」を提出してください。

また、引き続き勤務していること確認するため、「給料明細」等の提出を求めることがありますので、必ず保管しておいてください。

### ◆⑧の事由に該当されるかたが、補助期間満了日の属する翌々年度の4月1日までに箕面市内保育所等に保育士として採用されなかった場合、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。

### ◆⑩の事由に該当されるかたが、箕面市内保育所等に保育士として5年間引き続いて勤務しなかった場合、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。ただし、病気、出産等教育長が認める理由の場合、その理由が継続している期間を、勤務期間に含めず、その前後の期間を連続させることがあります。

【問合せ先】 箕面市教育委員会子ども未来部 保育幼稚園利用課

電話:072-724-6737 【書類の提出先】 箕面市役所別館2階 (子ども総合窓口)